

令和 7 年 第 1 0 回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和 7 年 5 月 2 0 日

品川区教育委員会

令和7年第10回教育委員会臨時会

日 時 令和7年5月20日(火) 開会：午後2時
閉会：午後3時21分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 伊崎 みゆき
教育長職務代理者 吉村 潔
委 員 稲垣 百合恵
委 員 濱松 誠
委 員 吉原 幸子

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 船木 秀樹
学 務 課 長 石井 健太郎
指 導 課 長 酒川 敬史
教育総合支援センター長 丸谷 大輔
教育施策推進担当課長 唐澤 好彦
特別支援教育担当課長 新井 正康
品川図書館長 三ッ橋 悦子
学校施設担当課長 荒木 孝太

事務局職員 庶 務 係 長 安藤 尚之
書 記 田島 希望
書 記 羽田 優太

傍 聴 人 数 1人

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 陳 情 審 査 大阪・関西万博の修学旅行先について見直しを求めます（陳情）
- 協 議 事 項 1 令和7年度教育委員会事務事業概要について
- 報 告 事 項 1 これからの市民科について
- 報 告 事 項 2 事務局職員の任免等について（休職）

令和7年第10回教育委員会臨時会

令和7年5月20日

【教育長】 ただいまから、令和7年第10回教育委員会臨時会を開会いたします。

署名委員に、吉村教育長職務代理者、濱松委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせをいたします。

初めに、会議の持ち方についてですが、日程第3、報告事項2、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議としますが、御異議ありませんか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、異議なしと認め、本件について、全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、陳情審査、大阪・関西万博の修学旅行先について見直しを求めます（陳情）。本件は、初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いします。

書記。

【書記】 それでは、陳情書を読み上げます。

大阪・関西万博の修学旅行先について見直しを求めます（陳情）。

日頃から子どもたちの教育活動のために、御尽力いただき感謝申し上げます。

私たち新日本婦人の会は、女性の願いや子どものしあわせのために60年以上全国で運動している国連NGOの女性団体です。

大阪・関西万博が4月13日に開幕されましたが、4月4日から始まったテストラン（リハサール）において、パビリオン内で火災が起き、消防車両16台が駆けつける事態となりました。出火原因不明の中、6日には、グリーンワールドといわれるエリアの西ゲート近くで着火すれば爆発の危険がある下限濃度（5 v o 1 %）を超えるメタンガスが検知され、消防隊が出動しました。

万博会場となっている夢洲は大阪市のゴミ最終処分場として造成され、ダイオキシン、PCBを含む有害物質や下水汚泥で埋め立てられた人工島です。夢洲1区は、現役の廃棄物処分場であり、1日約1.5から2トンのメタンガスが発生しており、爆発事故の可能性を排除できない立地です。昨年3月には、メタンガスに溶接の火花が引火して爆発する事故が発生しました。

また、万博会場は、大規模な地震や津波への防災対策が不十分で、熱中症のリスクも避けられないと言われており、大阪府内をはじめ万博の遠足参加を見送る自治体が増えています。1日当たり最大22万人の来場が想定される中で、適切な対応ができるのかも不安が残ります。

品川区内の中学校で複数校修学旅行の行き先に入っていると聞いています。安全が確保されない場所に修学旅行や学校行事で子どもたちを行かせることのないよう、ぜひ見直しをおこなってください。

記、1、大阪・関西万博を修学旅行の行き先としている中学校や、学校行事で子どもたちを行かせることを決めている学校に、児童、生徒の安全確保最優先の観点から見直しを求めてください。

2、安全性等への不安から修学旅行を欠席したり、万博会場へ行かなかったりする生徒が出た場合、その生徒の学校生活、進学時の調査書等で不利益が生じないようにしてください。

以上となります。

【教育長】 それでは、本件について、事務局より説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 頂いた陳情の内容ですけれども、記書きのところで2点頂いております。

まず、1点目についてですけれども、修学旅行の実施に当たっては、生徒の安全確保は最優先事項でございます。大阪・関西万博についての説明会時に寄せられた質問と回答の内容や、実地踏査の結果、また、修学旅行当日であっても、学校の実態や十分な安全が確保できないと学校が判断した場合には、見学先を変更することはあり得と考えております。

また、2点目でございます。安全性等への不安があり、修学旅行自体を欠席したり、当日に万博には行かずに別行動をしたりした場合であっても、その後の学校生活や成績、調査書等で不利益が生じることはございません。生徒一人一人、参加者の意思を尊重することが大切であるというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑をお願いいたします。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 一つ質問ですけれども、本区、万博を修学旅行先に選んでいる学校が幾つかあると思うのですが、もう既に出かけた学校もあるのでしょうか。もしあるとすれば、何かそこから情報を聞いたりしている部分があれば教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 15校中7校が大阪・関西万博の見学を予定しております。この5月15日から2泊3日で、鈴ヶ森中学校と荏原第一中学校の2校が訪問しております。いずれも半日の見学となっておりますが、本日確認をしたところ、混雑はしていたけれども、パビリオンを1班につき1個は見られるようにということで、旅行会社と契約をしていたそうなのですが、そういったところはちゃんと見る事ができたと、また、あまりこう、人気に差があったようで、人気のあまりないところはスムーズに入れたということで、複数見られた班もあったということです。

心配されておりますメタングスであったりとか、熱中症対策としての水分補給であるとか、お手洗い、また、虫なんかも報道には上がっていたと思うのですが、そういったものは、全く問題なく見学はできたということでした。また、子どもたちの様子もなかなかめったにない機会に訪問することができて、子どもたちも大変楽しんで帰ってきたという声も伺っています。そういったことで、とてもよい貴重な思い出になった、経験になったということで、学校からの感想をいただいております。

以上でございます。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

行った学校、これから行く学校もそうなのですけども、この万博の見学が、班行動で見るのか、それとも先生が先導してクラス全員が見るのか。どちらになっているのかを教えてくださいたいと思います。お願いします。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 これは、学校の計画によるものだと思いますけれども、今回、行かれた2校については、班行動で見学をしてきたということでございます。

全ての学校が、これから行く学校になっていますので、今計画は立てていると思いますが、班行動になるのか、クラス単位での見学になるのか、そこは学校の計画になるかなと思っています。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

班行動になると、やっぱり先生と子どもたちがちょっと物理的に距離が離れることが多くなると思いますので、班行動の場合はやはりいつでも先生に連絡が取れるように、何かトラブルが起きたときには、すぐに先生から子どもたちにも連絡が取れるようにみたい、もともと連絡体制もふだんから整えられていると思うのですけれども、より一層注意して整えていただきたいと思います。

あともう一つが、これは、大阪……。修学旅行は、結構、京都と奈良に行かれる学校が多いと思うのですけれども、これは、京都・奈良に足して大阪になっているのか、それとも、何かどこかをやめて大阪にしているのか、大阪だけにしているのかとか。その辺がちょっとどうなのかも教えていただければと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 まず、連絡体制についてですけれども、これは万博に限らず、班行動で、京都・奈良市内を見学することはよく行程としてあることなので、そのあたりは事前に、事前指導で連絡が取れるような体制を整えているところです。

また、一般的には、京都・奈良を2泊3日で回るとというのがスタンダードですけども、その一部を大阪万博に充てる形になりますので、奈良と京都も見つつ、半日は大阪万博を見つというような計画を立てている学校がほとんどでございます。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

京都・奈良だけでも、今ものすごいオーバーツーリズムで移動がすごく大変な状況なので、これで大阪も入ったら、見られるところが半分減ってしまうのではないかなと思ったから心配があったので、お伺いした感じなのですけれども。とにかく、本当にあちらの関西地方が今全然、人がいっぱいバスに乗れないとか、あと班行動でスケジュールを立てたけれども、全くスケジュールどおりにいかなかったということは、多分去年より前から結構発生していることだと思うので、その辺のスケジュールどおりにいかなかったときに、子どもたちの学びが少なくなってしまうような形で、学校側にも、学びの仕方という

か、班行動の組み立て方から含めて、混雑も加味してスケジュールを立てるとか、何かいろいろそういうことを考えていただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

吉原委員。

【吉原委員】 見学の仕方ですけれども、チケットを取って、この学校はここに行くのか決まっているのでしょうか。それとも、集合時間と場所を決めて自由に行っていってしゃいというふうになっているのでしょうか。その辺を教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 幾つかパターンがあるかと思います。旅行会社とその工程のやり取りをしているところですが、必ずどこかのパビリオンは見学しましょうということで、事前予約を取っていたりですとか、あとは、残った時間は自由に見るですとか、そういったところで、学校によってその計画の立て方は様々だというふうに考えています。

【教育長】 ほかによろしいですか。

それでは、本陳情の取扱いについて御意見を伺いたと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言を願います。また、結論を出すのであれば、採択、不採択等、その結論についても御発言ください。

【吉村教育長職務代理者】 それでは、私は結論を出していいと思っています。私は不採択という考えです。

理由は、確かにこういう御心配の声があることについては、十分受け止めなければいけないと思っています。

修学旅行先、先ほど、京都・奈良の話もありましたけれども、場所がどこであろうと、十分に生徒の安全というのを第一優先にして考えなければいけないということは、もう既に学校はやっているとっております。これも特別活動の学校行事ということですから、これは教育課程を決めていくのは校長の責任で、学校全体で決めているということで、これも以前から計画的に修学旅行に向けて準備してきているということもございます。

したがって、十分にこれからは情報を取りながら、また、保護者への説明も、今もされているということですが、説明も何かあればしていきながら、修学旅行を実施してほしいということです。

それからもう一つ、もしこれで万が一、欠席ということになれば、それは、学校は当然、それについては不利益の生じない対応をするということで、これはもう間違いのないことです。そういうことも含めまして、不採択ということをお願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】 稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

私も結論を出すということで、不採択をお願いしたいと思います。

理由といたしましては、修学旅行は万博にしても京都・奈良にしても同じなのですが、あくまでもやはり場だと思っていまして、その場をどう生かすかは教員なり生徒なり、本人たち次第だと思っています。もちろん危険が指摘されているところもあります。

ので、安全性に関しては、本当に十分に配慮していただきたいと思います。もちろん今までも、京都・奈良に関しましても、もともと外国人の方が多くなっていたりとか、いろいろと危険なこともある中で実施されてきていますので、特に万博だけが危険ということもないかなという印象は持っております。なのでとにかく安全の面がやはり一番、学習よりもやはり安全のほうが大事だと思いますので、安全をしっかり配慮してほしいということが一つ。

あと、欠席した生徒に関してなのですが、万博の理由に限らず、やはり病気とか何かの理由で欠席される生徒さんが修学旅行はやはりいると思うのですが、修学旅行はどうしても事後学習も含めての修学旅行になると思いますので、9年生の段階で、修学旅行に行った思い出ブックを作るとか、作文を書くとか、いろいろなことにその後の授業として、国語なり美術なりとかに関わってくることもあると思うので、行っていなかった子でも、各科目の評定に影響が出ないように十分に配慮していただきたいなと思います。そもそも、この時期、物すごくもう暑くなっていますので、熱中症も含め、交通事故も含め、事故を本当に防ぐように十分教育もですし、先生方の配慮もお願いしたいと思います。

以上です。

【教育長】 濱松委員、お願いします。

【濱松委員】 ありがとうございます。

結論を出すで、不採択でお願いします。

理由は、安全性に最大限配慮は必要なのですが、やはり今回、基本的には50年、大阪・関西、大阪では50年ぶり、なかなかない機会であること、安全性には最大配慮すること、選択制であることなどから、私はぜひ行っていただきたいなと思います。もちろん政治の具ではなくて、材料ではなくて、やはり日本が世界の中でどういう立ち位置にあるかとか、あるいは、世界の平和を願って、まさにいろいろな国・地域の人たちが、国々が地域が参加するわけですから、どうせというか、行くのだったら、学校、教育委員も含めて、学校、教員、もちろん子どもたちが、何のために行くのだろうかとか、なぜこんなことが、どうして、万博の意義みたいなものをしっかり語ってもらって、また、その人たちの原体験にもなっていければいいんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【教育長】 吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 私も不採択でお願いしたいと思います。

大事な修学旅行ですので、もちろん安全優先、それから、子どもたちの安全もですが、会場のいろいろな危機管理とかもきちんとなされていることと思うのです。それから、やはり、この万博の年に修学旅行に行くという、これは一つの子どもたちにとってのチャンス。例えば、違う学年だったら行かれなかったと思うのです。大阪の昔の岡本太郎さんの太陽の塔、あれはいまだに公園にのこっていますし、何か一つ心に刻んで帰ってきてほしい、これからいろいろな時代を生きていく上で、あの日、自分たちが行ったんだということを心に刻んで頑張っていってほしいなというふうに思いますので、行っていただきたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

では、最後に私から申し上げます。

結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思います。

理由としましては、1点目の、まず、安全確保の最優先の観点からの見直しをということですが、御不安があるという保護者の方のお気持ちも分からなくはないので、それはきちんと御説明をしていく必要があると思います。その上でなのですが、どこでも、安全確保義務というのは、どこに行こうと学校にきちんと課されているわけで、万博に限らず、どこの場所に行こうと、安全確保はきちんとしていかなければいけないと。これは、徹底して行っていると、今、御説明がありました。

2点目の不利益が子どもに生じないということとは、これも当然学校のほうで、そういう配慮の下に対応していることでしたので、今回の陳情の御趣旨に関しては、きちんと対応ができていくということで、不採択でお願いしたいと思います。

それでは、本陳情について、結論を出すという意見でまとまりましたので、その取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本陳情については、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について、採択を行います。

大阪・関西万博の修学旅行先について見直しを求めます(陳情)、についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることに異議ありませんか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることと決定いたします。

次に、日程第2、協議事項1、令和7年度教育委員会事務事業概要について、説明をお願いします。

教育次長。

【教育次長】 教育委員会事務局の事務事業概要について、御説明をさせていただきます。資料ナンバー2、電子の10ページからの掲載となります。以降、次のページが目次になっておりまして、さらに進んでいただきますと、事務事業概要としての1ページ、これは電子資料の14ページになりますけれども、そこから始まりまして、教育委員会の教育目標及び基本方針がございます。

教育目標が1ページ目にございまして、目的といたしまして、誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向け、子どもたちが希望に満ちた未来を自ら切り開いていけるように記しまして、目標としてその下に5つ掲げてございます。人権を尊重する教育の推進、確かな学力の育成、グローバル社会における人材育成、学校・家庭・地域との連携、生涯学べる環境の整備という5項目でございます。

2ページ目から5ページ目までの基本方針の中で、5項目の内容につきまして、さらに細かく記述をさせていただいております。

さらに進みまして、6ページ目になります。

大項目I番の教育委員会、こちら、ひし形が4つありますけれども、2つ目には教育委員会委員の構成、それからその下の3つ目のひし形、教育委員会の開催状況、令和6年度については、1月から12月まで定例会13回などの開催状況となっております。

7ページでございます。教育委員会事務局の組織でございますが、今年度の変更といった

しましては、上から4つ目の課、教育総合支援センターの組織の中に教育施策推進担当を設置し、担当課長及び係組織を新設してございます。

続きまして、8ページ、電子資料の21ページでございますが、大項目のⅡ番、品川区の教育でございます。

まず、第1番目に品川区の教育改革の歩みを掲載しています。「プラン21」、「品川教育ルネサンス」、そして昨年度、新たに「品川区教育振興基本計画 品川区教育ビジョン」を策定し、令和7年4月1日より5か年計画として施行しているものでございます。

項目の2番目に、区の教育が目指すものとしまして、教育振興基本計画で示す未来（ビジョン）を「子どもたちの笑顔でつながる共生社会 ～みんなのウェルビーイングを目指して～」とし、3つの基本的な柱及び12の方針を定めました。

また、本計画を通じて、子どもたちがウェルビーイング実現の担い手となることができるよう、その資質・能力を育むに当たり、「品川区版 学びの羅針盤2030」を作成いたしました。今年度より、ビジョンの実現に向けた各施策の取組を進めてまいります。

以降、各課の項目につきましては、それぞれの課長より御説明をさせていただきます。

【教育長】 庶務課長。

【庶務課長】 それでは、所管ごとの事務分掌について御説明いたします。

電子23ページ、事務事業概要のページ、10ページをお願いいたします。

庶務課でございますが、4つの係で構成しており、所掌する主な事業は、教育委員会事務局全体の総括的な事業といたしまして、教育委員会の運営、予算決算の総括、行政財産の管理、学校職員の人事業務等を担当するほか、PTA関連事業、学校施設の改築修繕などの維持管理、そして文化財の保存活用などを所掌しております。

次ページをお願いいたします。具体的な事業内容です。

まず、庶務係では、教育予算、教育委員会、教育広報、統計調査など、事務局の総括的な業務を行っております。

さらに次ページに参りまして、同じく庶務係では、学校勤務職員のうち、用務職員に関する人事事務や会計年度任用職員である学校事務職の任用、研修、また、教職員の健康管理業務を担当しております。

PTA関連事業では、少年少女スポーツの普及として校庭開放をはじめ、次ページに参りまして、家庭教育講演会の開催や、家庭教育学級等の委託、家庭教育力向上に関する支援を行っております。

そのほか、83運動といたしまして、子どもの見守り活動の推進や、その他の業務といたしましては、学校に勤務する職員の被服貸与、次ページ上段に参りまして、児童の通学安全確認業務、学校受付業務、用務業務、それぞれについて業務委託の形式で実施しております。また、令和5年度から、学校で発生する様々なトラブル対応につきまして、必要な際に随時、法律の専門家等へ相談ができる体制を構築しております。

続きまして、電子27ページから29ページ、事業概要で14ページから16ページまでにつきましては、学校施設計画係、学校施設整備担当の事務事業となりますので、この後、学校施設担当課長より御説明申し上げます。

それでは、電子29ページ、事務事業概要16ページをお願いいたします。

文化財係です。

まず、文化財保護審議会につきましては、任期2年の委員を10名で構成いたしまして、年3回ほど審議会を開催し、文化財の保護及び活用に関する重要事項を審議しております。

次ページに参りまして、文化財の保存と活用でございますが、令和7年4月1日現在の文化財の指定件数は143件となっており、文化財保護及び保存の観点から、それぞれ保護奨励金を交付しております。

そのほか文化財係では、文化財めぐりを実施し、区内の文化財を知っていただく機会の提供や、一般公開などを通じまして、普及啓発事業を実施しております。

私からの説明は以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 では、資料の14ページ、電子では27ページをお開きください。

私より中ほどの学校施設計画係から御説明いたします。

学校施設計画係では、学校改築の計画や調整を行っております。区の総合実施計画に基づき、現在、小学校6校、中学校2校の改築を進めているところでございます。改築の状況としては、上から着手の早い順に、浜川小学校は今年度、外構工事を含め、全ての工事が完了する予定です。

第四日野小学校は、今年度、新体育館棟が竣工し、令和8年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

浜川中学校は、令和8年度に新校舎棟が竣工し、令和9年度には外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

城南第二小学校は、今年度新校舎棟が竣工し、令和10年度に外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

源氏前小学校は、令和6年度に改築工事に着手いたしました。令和11年度に外構工事を含め全ての工事が完了する予定です。

鈴ヶ森小学校は、今年度より仮設校舎の建設及び校舎等改築工事に着手いたします。令和13年度に全ての工事が完了する予定です。

浅間台小学校は、今年度実施設計を行い、令和9年度からの改築工事に備えます。

最後に、東海中学校は、今後、設計委託業者と契約し、基本設計を進めてまいります。

続きまして、次ページをお開きください。

学校施設整備担当では、先に御説明した各校の改築工事のほか、既存校の大規模改修工事や維持修繕、設備の保守点検などを担当しております。

今年度実施する主な工事として、上から順に、校舎等整備では、一覧表に記載のとおり、便所改修、空調改修から防災井戸新設まで、記載の学校で予定しております。

中段の外壁・屋上防水は、記載の小学校3校、中学校2校で予定しております。

下段に行きまして、学校体育施設整備費では、次ページのとおり、校庭整備と舞台照明設備更新を記載の学校で予定しております。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 私からは学務課の事務事業概要について説明を申し上げます。

電子の資料は33ページ、紙の資料の通番では19ページを御覧くださいませ。

学務課の事業は、「学校選択制」をはじめとする就学事務、学校備品など教育環境の整備、校務や教育事務の効率化、ＩＣＴ機器を活用した教育活動を展開するための環境整備と、健康診断や学校給食、宿泊行事等の実施を行っております。

令和６年３月の学事制度審議会の答申を受け、昨年度、一部の通学区域等の整備を行い、新たな通学区域につきましては、令和８年度入学より適用予定でございます。

事務分掌は、学事係、校務情報管理対策担当、保健給食係の２係１担当主査にて行っております。

ＰＤＦ３３ページ、通番２０ページを御覧くださいませ。

こちらには、学校選択制を記載しております。小学校・義務教育学校（前期課程）の選択制は、隣接した通学区域の学校から、中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては区内全域からの希望申請ができるような制度となっており、次のページでは、令和７年度の入学に関するスケジュールが、そしてその次につきましては、希望申請の状況をそれぞれ記載しております。

電子資料３６ページ、事務事業概要２３ページには、学級編制について記載がございます。４月の教育委員会において、令和７年度学級編制において御説明を申し上げました。同じような説明になってございますけれども、令和３年の法改正により３５人学級が始まり、今年度、小学校で義務教育学校（前期課程）は全学年が３５人学級となりました。

中学校・義務教育学校（後期課程）につきましては、東京都の実施する「中１ギャップ加配」により、７年生については、３５人学級対応となっております。学校によって、学級の増設ですとか、教員の加配措置ということで、実施をしているところでございます。

状況につきましては、本ページの表のほか、各学校の内容につきましては、ＰＤＦの資料ですと７５から７６、事務事業概要のページですと６２から６３ページのほうに掲載しております。なお、こちらは５月の状況を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと存じます。

続きまして、電子資料は３７ページ、事務事業概要２４ページでございますけれども、就学援助の記載がございます。

こちらは、経済的に就学が困難であると認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品等の援助を行っております。次のページの電子資料３８ページには受給状況を記載しておりますので、御確認くださいませ。

続きまして、同じページですけれども、特別支援学校私費負担軽減補助でございます。

こちらは、令和５年度から実施した特別支援学校の給食費負担軽減からですが、令和６年度は補助教材費の無償化、令和７年度につきましては、後ほど御説明いたします制服ですとか、修学旅行の費用の無償化のために必要な予算を特別支援学校について用意しているものでございます。

続きまして、補助教材費保護者負担軽減事業でございます。

令和６年度から、こちらは実施している事業でございます、これまで保護者の負担が大きかった学校の補助教材費の購入費についての公費支給の予算でございます。

電子資料３９ページ、事務事業概要２６ページにつきましては、校務情報管理対策担当の業務が載っております、こちらは、学校の情報安全管理対策ですとか、学校事務や校務、教材系のシステム、児童・生徒の１人１台端末の運用管理等の学校のＩＣＴ全般を

担当してございます。

続きまして、事務事業概要 27 ページ、電子は 40 ページでございますけれども、保健給食係が載っております。まずは、学校保健として健康診断の実施や、学校の環境衛生の整備など、児童・生徒の健康衛生管理を行っております。

続きまして、28 ページ、電子資料 41 ページでございますけれども、学校給食でございます。

品川区の区立学校では、全校、各校で調理をしている自校の方式を採用しております。令和 5 年度からは区立学校の給食の無償化を実施しており、今年度も、物価高騰ですとか、給食の質の向上のため、単価を引き上げた上で、引き続き無償化を図っているところでございます。

続きまして、電子資料は 43 ページ、事務事業概要 30 ページの校外施設でございます。6 年生・7 年生の移動教室ですとか、5 年生の夏季施設を実施しております。

そして最後に、今年度の新規事業で保護者負担軽減事業でございます。

これまで給食費の無償化、補助教材費の無償化をしてございましたけれども、修学旅行の費用ですとか、あと令和 8 年度の入学者に係る標準服購入費の無償化を予算化いたしました。

これらのことを含めまして、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支援する取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 続きまして、指導課に係る事務事業について説明いたします。

電子のほうは 44 ページ、資料 31 ページを御覧ください。

指導課では、教職員の人事・服務・給与・研修等に関すること、一般教育や品川コミュニティ・スクールなど、教育施策の企画に関することを行っております。

事務分掌は、教職員人事係、指導主事、学校地域連携係の 3 つのラインで進めております。

32 ページを御覧ください。

まず、教職員人事係では、人事、服務、働き方改革等、人事関係の業務を中心に行っております。

一番下の区固有教員の採用につきましては、令和 7 年 4 月 1 日現在、33 名の教員を任用しております。本年度は、令和 8 年度の任用に向けて 5 名程度の採用事務を行ってまいりたいと考えています。

また、33 ページ以降に掲載しておりますように、教育管理職の選考手続、代替教職員、非常勤講師の任免、服務関係、教育実習に関する事務、教職員の給与・旅費に関する事務を行います。

34 ページに來まして、上段に掲載しております学校働き方改革についてです。全区立学校・幼稚園のスクール・サポート・スタッフ等の配置や教員の勤務時間外の電話委託などに加えまして、令和 4 年 10 月より開始いたしました副校長補佐の配置を昨年度は全校へ配置拡大いたしました。

また、小学校第 1 学年から第 3 学年までにおいて、副担任相当の業務を担うエデュケー

ションアシスタントの配置を昨年度から試行実施しましたが、今年度はこのエデュケーションアシスタントを全小学校及び義務教育学校前期へ配置拡大を行っております。

35ページから次のページにかけて、指導主事及び学校地域連携系の事務事業でございます。

一貫教育の推進につきましては、品川区立学校教育要領に基づき進めるとともに、指導方法や教材等の充実に向けて検討する委員会や、小中一貫教育全国連絡協議会の運営も行っております。

今年度は、しながわ義務教育学校シンポジウムを実施し、全国に先駆けて開校した品川区の義務教育学校の成果を広く伝えてまいります。

また、習熟度別学習の充実、学力定着度調査、特色ある教育活動経費、学力向上プラン等の品川区独自の施策につきましても、引き続き実施してまいります。

36ページに参りまして、中段に掲載いたしました品川コミュニティ・スクールについてですが、令和5年度から全ての校区教育協働委員会でよりよい学校にしていくためにはという趣旨の下、子どもの意見を聞きながら熟議を通して課題解決を深めてまいりました。今年度も引き続き実施してまいります。

37ページから38ページ上段は、品川英語力向上推進プランについてです。

37ページ中段と最下段に掲載の品川オンラインレッスンにつきましては、昨年度8年生、9年生に加え、7年生にも実施を拡大いたしました。今年度はさらに今後小学校6年生への実施拡大を検討すべく、モデル校を設置したところです。

38ページは、しながわ多様性理解・多文化共生推進事業でございます。

これまで推進してまいりましたオリンピック・パラリンピック教育、しながわ学校2020レガシー事業と継続してきた教育活動を継承しながら、令和7年度は、デフリンピック東京開催を契機としまして、時代に即した形に再構築していくものになります。パラスポーツ体験授業や各種施設・団体との交流活動など、障害者理解や日本文化理解、スポーツ体験の機会を創出してまいります。

38ページ下段にございます部活動地域移行等推進経費につきましては、部活動を持続可能な取組とするとともに、児童・生徒の多様な体験機会を確保してまいります。また、スポーツや文化の楽しさ、喜びを感じさせることで自己実現へつなげ、学校教育の質の向上も図ってまいります。昨年度から開始した学校部活動の民間委託を今後拡大するとともに、令和5年度から実施している地域部活動のさらなる充実に取り組んでまいります。

最後に、保幼小連携推進経費に関してです。

今年度から都の事業として、とうきょうすくわくプログラム推進事業を全ての幼稚園で実施しています。乳幼児の伸びや育ち、好奇心と探究心を応援する、幼保共通のプログラムです。各園では、色、音、光、泥、自然、絵本などをテーマとして、園児が探究的活動に取り組んでいくということになっております。

指導課からは以上です。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 続いて、教育総合支援センターの事務事業について説明をいたします。

事務事業概要40ページ、電子データでは53ページをお開きください。

教育総合支援センターの主な機能は資料にありますとおり、(1) 教育課程、学習・生活指導、市民科や体力向上施策の推進、(2) いじめや不登校対策等、(3) 特別支援教育の充実、(4) 教育相談室の運営、(5) 教職員研修でございます。

事務事業概要及び他課との連携事業は、40ページ後半から41ページにかけて説明がございます。

42ページを御覧ください。各係担当の事務事業となっております。まず、教育事務係を御覧ください。

教育総合支援センターの管理・運営、教育資料展示室(教科書センター)、市民科・各教科の事務、学校における教育活動の支援、部活動指導員の配置を行っております。

続いて43ページの不登校・相談担当です。

不登校等の対応として、まず、マイスクール4教室の運営を行っております。今年度の新規事業として、マイスクール八潮において昼食の配食を開始する予定です。また、令和6年度に引き続き、校内別室指導支援員の全校配置、仮想空間メタバースを活用した学習支援・居場所づくり、不登校ポータルサイトの運営を行ってまいります。さらに、新規事業として、フリースクール利用料等助成事業を行います。そのほか、教育相談室の運営を行っております。

続いて、45ページの学校支援担当です。

指導主事、教育アドバイザー、スクールソーシャルワーカー、教育心理相談員、学校安全対策推進員、弁護士、事務担当から成るHEARTSを組織し、いじめ、不登校、その他の支援や関係機関との連携等を行っております。

続いて、いじめ対策担当です。

令和6年度より開始したいじめ予防プログラムの実施のほか、品川区いじめ対策委員会の運営、品川区いじめ根絶協議会の運営を行っております。

また、いじめ調査専門員を教育総合支援センター執務室に、いじめ対応サポーター5名を学校に配置し、調査ツールの活用や、いじめの未然防止、早期発見につながるよう取り組んでおります。

続いて46ページを御覧ください。

指導主事でございます。

体力向上施策の推進、市民科の推進、人権・同和教育の推進、教員研修・校内研究の推進を行っております。

土曜授業の実施につきましては、令和7年度より年4回を上限としております。

続いて、教育施策推進担当課長より説明をいたします。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 今年度から担当として発足されました教育施策推進担当となります。

主な事業内容といたしましては、電子データ60ページから61ページ、資料といたしましては、47ページ、48ページに記載されている内容となります。

まず大きくは、教育振興基本計画実行プランの策定がございます。昨年度策定された教育振興基本計画の目標を達成するために、施策体系で示されている3つの柱、12の方針に基づき、区で進めている主な施策について方向性及び行動計画を取りまとめてまいりま

す。

また、市民科の在り方検討に向けて、検討委員会の開催、調査研究会の開催等を実施してまいります。

今後、国の動向など、有識者からの意見を踏まえながら、これからの市民科について調査研究を進めてまいります。また、市民科の推進といたしまして、経済体験活動、経営体験活動等、こちらのほうで実施する内容もございます。

以上となります。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 私からは、特別支援教育担当の事務事業について説明をいたします。

紙の資料のほうは48ページ、電子の資料は61ページを御覧ください。

特別支援教育担当では、児童・生徒さん一人一人に教育的ニーズを把握しまして、そのもてる力を高めて、生活や学習上の困難を改善または克服し、適切な指導及び必要な支援を行うための校内体制の整備充実に向けた取組、あとは、特別支援学級、特別支援教室の充実、整備充実を図ってございます。

それでは、各事業の項目、新規の項目、内容について御説明いたします。

48ページから、電子61ページからになります。

教育のインクルージョンの推進及び特別支援教育の充実と、就学相談・転学相談の実施について記載してございます。

特別支援学級、固定級の新設についてですが、令和8年4月に伊藤小学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を開設するため、現在必要な工事ですとか、備品整備等を行ってございます。

次に、就学相談におきましては、申請については、基本的にはウェブでの申請としてございます。また今年度は、就学相談の受付期間を1か月早めまして、新1年生については3月25日から、新7年生については5月7日から受付を始めておりまして、10月10日までを受付期間としてございます。

また、保護者の方向けの説明会につきましても、昨年度よりも機会を増やしまして、広く周知できるように行ってございます。なお、今年度から、就学相談や転学相談を担う特別支援教育アドバイザーを4名から5名に増員をしてございます。

ページおめくりいただきまして、紙の資料49ページ、電子62ページでございます。

昨年度に引き続きまして、医療的ケアが必要な児童・生徒への支援、学校生活支援員・学習支援員の配置、巡回相談員の配置、発達障害教育支援員の配置について記載してございます。

巡回相談員の配置につきましては、小学校・中学校・義務教育学校の5～6校を1つのグループとしまして、1名の巡回相談員が訪問してございます。また、今年度より、巡回相談員を束ねる教育総合支援センターに配置しておりますチームにつきまして、4名から5名に増員をしてございます。

次に、発達障害教育支援員の配置につきましては、全区立小学校・義務教育学校の前期課程に1名ずつ配置してございますが、今年度より、15学級以上の学校につきましては、2名配置とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ページをおめくりいただきまして、紙の資料50ページ、電子63ページを御覧ください。

こちらでも昨年度に引き続きまして、特別支援教室の実施、清水台小学校「さいかち学級」の運営について記載してございます。

私からの説明は以上となります。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 私からは品川区立図書館の事務事業について説明いたします。

資料51ページ。電子の資料64ページを御覧ください。

区立図書館では、図書や視聴覚資料の貸出、地域に関する情報の提供のほか、ビジネス学習の支援、各種の研修やおはなし会などのイベント等、利用者のニーズに応じまして、幅広いサービスの展開を実施しているところでございます。

また、平成27年度からは、品川図書館を除く地区図書館について、指定管理者制度を導入しています。

事務分掌は、記載のとおり、管理係が課の庶務を担当し、事業担当の第一担当は一般図書等、第二担当は児童図書等を担当し、3つの係で図書館業務を運営しています。

他課との連携事業は、黒ひし形2つ目の学校図書館サポートとして、区立小学校・中学校・義務教育学校・学務課と連携いたしまして、運営支援要員を配置し、学校と図書館をネットワークでつなぎ、区立図書館の所蔵資料の貸出などを実施しております。

次ページの紙資料52ページ、電子65ページを御覧ください。

黒ひし形1つ目、子ども読書活動の推進では、昨年度改定いたしました「品川区子ども読書活動推進計画」に基づき、図書館・学校・地域が連携して行動し、子どもたちの読書環境整備、読書活動を推進してまいります。

次のページ、紙資料53ページ、電子資料66ページを御覧ください。

事務事業でございます。

全館共通のサービスでございます。一番上の丸にありますように、品川区立図書館は開館時間が月曜日から土曜日は午前9時から午後8時まで。日曜日・祝日は午後7時まででございます。休館日、取次施設などは記載のとおりでございます。

次ページ、紙資料54ページ、電子資料67ページを御覧ください。

黒ひし形の4つ目、事業・行事の2つ目の丸、障害者サービスについて記載しておりますように、音訳図書、点字図書、さわる絵本などの利用や、御自宅への配本などを実施しております。

次のページ、紙資料55ページ、電子資料68ページを御覧ください。

一番上の丸印のティーンズ世代のサービス実施と読書活動の推進でございます。

「品川区子ども読書活動推進計画」に基づきまして、ビブリオバトル、POPコンテスト等を行うとともに、中学生から大学生世代の図書館ボランティアを募集することにより、当該世代の事業への参画や、サービスの充実を進めております。

また、ティーンズ世代に、「図書館を身近な居場所」として感じてもらうため、品川図書館・大崎図書館・大崎図書館分館では、定期試験前や受験シーズンに多目的室等を自習室として開放しています。

4つ目の丸の図書館広報誌発行でございます。

若い世代の方がより図書館を身近に感じていただけますように、品川区立図書館広報誌「L i L i L i」、こちらはライフ、リンク、ライブラリーの略でございますが、春・秋の年2回発行しております。

続きまして、次のページ、紙資料56ページ、電子資料69ページを御覧ください。

品川図書館が中央館として実施するサービスでございます。

黒ひし形の4つ目、5つ目でございますが、図書館に来館しなくても利用できるサービスとして、電子図書館、音楽データベースの提供を行っております。

3ページ飛びまして、紙資料59ページ、電子資料72ページでございます。

こちらは、令和6年度の利用状況の集計でございます。

次のページ、紙資料60ページ、電子資料73ページが図書館資料購入予算額の推移でございます。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村教育長職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 質問が幾つかあるのですが、基本方針のところに、文言をちょっとこういうふうに修正したらどうかと、そういうのもよろしいのでしょうか。

【教育長】 基本方針の中身についてでしょうか。

【吉村教育長職務代理者】 言葉をちょっと付け加えるとかということなのですか、そういうのはもう無理なのですか。

【教育長】 御意見としては承りますので、どうぞ。

【吉村教育長職務代理者】 全然大した話ではないのですが、4ページの4番の学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上のところの1行目。学校・家庭・地域が教育の担い手として「それぞれの」役割って「それぞれの」と入れてほしいなと思いました。要するに、学校には学校の役割があるし、家庭には家庭の役割があるというところをきちんと書いておくことが、多分これから重要になるのではないかなというふうに思いまして、そこは一つ。文言変えられないならいいですが。

あと、この同じページの4番の(4)の「ICT化の進展に対応し」と書いてあるのですが、ICT化の進展ということもあるのですが、むしろSNSの普及という言い方のほうが、子どもたちのことを言うのであれば、合っているのかなと少し思いました。

それから質問です。質問は、指導課のところで2つ質問です。

36ページの品川地域未来塾は、これ学校地域連携推進としてお金がついているわけですが、実際、どれぐらいの学校がやっているのか、もし分かったら教えてもらいたいというのが一つ。

それから同じく指導課で、一番最後の39ページの保幼小連携推進経費ということで、先ほど、とうきょうすくわくプログラムのほうで御説明があったのですが、このタイトルからすると、上のほうのもちろん、すくわくもあるのでしょうか、保幼小連携推進経費として、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るための体制を構築すると書いてあるのですが、体制を構築するために何かお金を使って委員会を立ち上げるとか、委員会を継続してやっていくとか、そういうこともあるのかどうかというのを聞き

したかったです。

最後は、47ページの、これはあれですか、教育支援センター。47ページの土曜授業のところ、これも質問ですけども、令和7年度からは、統一した土曜授業日は設定せず、各校で定めた年4回が上限となりますということで、以前にもちょっと御説明があったように思うのですが、これはあれですか、もう各学校で各教育課程を組むときに、上限4回土曜日使うと。例えば、運動会で1回使うとなったら、それは1回に含まれるのか。それとも学校行事ではなくて、何か授業をやるのが4回なのか、その辺をちょっとお聞きしたかったです。

以上です。

【教育長】 教育次長。

【教育次長】 まず、教育委員会の教育目標および基本方針の中の基本方針の改訂についてでございますが、一番上に、教育委員会決定というところで日にちも示されておりますように、令和5年11月14日に決定し、6年4月1日適用されているということです。

こちらについては、特に期限があったり改正期があったりというところではありませんので、不断の見直しが必要になってくる項目でございます。その際には、教育委員会のほうにお諮りしているというものになりますので、ただいま頂いた御意見も踏まえまして、こちらの、特に教育目標は大分シンプルにいたしましたけれども、基本方針につきましては、細かい文言等ありますので、こちらの見直しは普段から行っていく、こういうような考え方で、またいずれお諮りすることもあろうかと思います。

私からは以上です。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 品川地域未来塾については全校で実施いたしております。

【吉村教育長職務代理者】 全校で。

【指導課長】 はい。

それから、幼保小連携推進経費のほうの体制構築ですけども、こちら確認をさせていただくということで、後ほどお答えさせていただければと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 土曜授業の考え方でございますけれども、振替を設けない土曜授業を上限年4回というふうにしてございます。

そのほかに、1日行事となります運動会や、文化祭、学芸会のような行事、いわゆる行事ですけども、これは年2回がどの学校でも行っております。これは、月曜日を振休にするという形ですので、上限4回というのは振替を設けない土曜授業ということで、それに加えて、年2回の振替のある土曜日の行事というものを行っているところでございます。これは、教育課程を組む際に、各校が日付を設定しているものになります。

以上でございます。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 保幼小連携ですが、一部、ちょっと例示になりますけれども、台場小学校が、保育園、幼稚園と架け橋期プログラムということで、しっかりと取り組んでいるという、実例、事例はございます。参考までに。

ほかにごありますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

どこから行こうかなという感じなのですが、図書館から、すみません。ありがとうございました。

一番、電子で言うと……、資料61ページの教育予算のところで、私も改めてそうだったんだと思ったのですが、教育費内訳（単位：千円）と書いているところの図書館費。

【教育長】 すみません、紙だと何ページでしょうか。

【濱松委員】 紙だと61、電子だと74、すみません。

教育費内訳、約6%。5.9%。図書館運営に要する経費で、相当額あると思うのですが、けれども、これの内訳はどんな感じで使われているのですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 詳細な内訳は手元にないのですがけれども、図書の購入であったり、委託であったり、あと施設の光熱費等が入っている予定です。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

明確に改めて速やかに教えてください。なぜ聞いたかという、紙だと、60ページ。前のページで、電子だと72か73のところの図書館資料購入予算額等の推移と説明してくださっていて、ここで、なるほどこれぐらい合計で約2億。1億9,600万とか大体その辺りの予算額、大体2億円で、16億あって2億円でほかの14億を何に使っているのだろう。計算が違ったら教えてください。

そのときに、約6%、教育費の指導課の学校の施設と指導課の次に、たくさんのお金を使われているのだから、自分も勉強不足で改めてインパクトあるなど。となると、やっぱり地域のサードプレイスとして、重要な役割であることはもう間違いないと。存在価値としてもだし、税金としても。となると、前の担当の方にも何度も申し上げているのですが、目標がしっかり、これだけお金を使っているのであれば、存在価値は私も認めますし、頑張っしてほしいのです。なので、ちゃんと目標は、前年とこの例えば不読率の突破なのか、図書館に関係する人数をもっと増やしていくのかということをやちゃんと明確にして、それを超える努力を、図書館に関わる運営の人たちは、それは教育委員の私も含めですが、やっぱりしないと、説明責任が果たせない。図書館は、何か文句、何か批判しにくい場所だからこそ、やっぱりちゃんとやってほしいところがあります。

ですと、その中で新規事業はありませんと、わざわざ書いてくださっている、ほかのところを見たのですがけれども、ちゃんと書いてくださっていて、これってやっぱり、繰り返しますけれども、明確に達成したい、例えば、人数なら人数。繰り返しますけれども、それがあって達成するのだったら、新規事業をたくさんやっついていかないといけない。にもかかわらず、ありませんというのは、やっぱりなかなか見過ごせないで、書いてくださったことが私はよかったと思うのですがけれども、なので、もしかしたら笑われるような案であって、えっ、こんなの教育委員会の定例で投げていいのみたいなことも含めて、新しい責任の方がリーダーシップを発揮して、事務局と教育長内部でしっかり話し合っ、現場の人たちで話し合っ、こうしていこうというのが、残念ながら伝わりませ

ん。なので、しっかりそこは、お金がたくさん入っていることと、サードプレイスなり、重要な、図書館という本だけじゃないもう存在価値を持っているところなので、新聞を読む人がいれば、受験勉強で使う人もいれば、私みたいに娘と一緒にに行く人もいればあるので、いろいろな改革を一応これは何度も言っているのですが、提案・提示を数字の改めての提示と、こんなことをやっぱりしていかないといけないんじゃないかという、御本人だったり、周りの方の思いを、もうこれは過ぎていってしまうと、それはまた来年度になってしまうので、今年度始まって5月ですから、それをぜひ聞かせてください。ほかにも言いたいことはあるのですが、一旦図書館のでした。

以上です。

【教育長】 御要望ということでよろしいですか。

【濱松委員】 はい。質問は数字のところはまた教えてください。

【教育長】 はい。

ほかにございますでしょうか。

では、令和7年度教育委員会事務事業概要については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では本件は了承いたします。

次に、日程第3、報告事項1、これからの市民科について、説明をお願いします。

教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 私からは、これからの市民科について、第1次案に基づいて、流れを説明いたします。

資料のほうを御覧ください。

まず、先ほども説明しましたとおり、教育施策推進担当の業務の一つとして、これからの市民科について検討していくことがございます。今年度につきましては、大きく中段にあります、3、市民科検討委員会、4、市民科調査研究会、こちらを開催してまいります。

市民科調査研究会では、これまでの市民科や今後の市民科についての振り返り及び検討、実施状況調査の実施、分析等を行ってまいります。

検討委員会では、調査研究会の内容を随時報告し、それぞれの有識者からの知見を頂きながら、改善反映をしていく流れで進めてまいります。

5のスケジュールにありますとおり、大きく国の学習指導要領の動きと同様に、今後の区立学校教育要領改訂を見据えて動いていくような形で進めてまいります。

3期に時期を分けておりまして、調査分析期、要領改訂期、教科書作成期として進めていければと考えております。早速この後、研究会や検討委員会を開催いたしますので、その内容につきましては、随時、教育委員会で報告をしてまいります。

続いて資料、次のページを御覧ください。

資料ページ80ページになります。こちらの資料につきましては、参考として、現在の市民科の内容について、1枚ペーパーでまとめたものを追加させていただいております。

現在の市民科については、次回開催の教育委員会で改めて御報告いたしますが、その前に、事前の内容として少しだけ説明をさせていただきます。

まず、市民科につきましては、中段にありますとおり、5つの領域で内容が構成されています。自己管理領域、人間関係形成領域、自治的活動領域、文化創造領域、将来設計領

域の5つございます。この5つの領域で構成されている内容の学習を通しまして、中段にあります7つの資質、15の能力、こちらの力を育成してまいります。

市民科につきましては、平成30年3月に現在の要領を策定しておりますが、当初よりこの資質というものの、こうしたものを明確に示しながら、学習のほうを展開しているところでございます。

さらにその隣、5つのステップについては、市民科の学習の流れ、学習過程と言われていたものですが、そちらが5つのステップによって行われているという内容で示している内容となっております。

下段行きまして、一貫プランについても触れさせていただきます。

今年度より、各学校において探究的な学習をここで取扱いましょうという形で進めております。そもそもこの一貫プランというものは、平成30年3月の改訂と同時に出ておまして、各中学校区において育てたい児童・生徒像を共有し、それぞれの学校で特色を出しながら学習を進めていく内容、もともと探究的なそうした学習の流れをくんでいるものでございます。この学習につきまして、今年度、改めて探究的な学習を取り扱うというような形で各学校、教育課程に示しながら、それぞれの特色を生かして、取組を進めているところでございます。

最後に、標準授業時数、その下段の標準授業時数を御覧ください。市民科につきましては、一番上段の時数がそれぞれの学年で指導する時間となっておりますが、国が示しております特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動を統合し、示している学習となっておりますので、おおよそ、その時間数を足した形で、各学校、実施しているようなところとなっております。

改めてですけれども、市民科につきましては、次回6月10日のときに改めて現在実施している内容については御説明申し上げますが、雑駁ですけれども、現在の実施についても触れさせていただいたところです。

私からは以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

これから、検討を進めているということなので、今の時点でのお示しだと思いますけれども、1つは、左上のほうに、小中一貫教育要領（平成22年）これまでの成果と課題とあって、そここのところの下に青で三角で2つ、「価値の教え込み」「画一的な対処方法トレーニング」とありますけれども、今まで市民科については、今回調査をやりますが、これ調査を取っていないのかなと思うのですが、この2つというのはどういうところから出てきた市民科の課題なのかということが、まず1つ目の質問です。

2つ目は、この左下の標準授業時数なのですが、1年生と2年生については、特別の教科道徳、特別活動を合わせた数字よりも多いので、つまり品川の1、2年生は、このプラスアルファの部分は、年間の標準時数も増えているという、そういう理解でよろしいのかどうか2つ目です。

3つ目は、これは別に質問でも何でもありませんけれども、やっぱり評価、ここのところ

が、これからこの市民科を見直していくときに、結構大事になるのかなというふうに思っていて、そもそもこの市民科という、先ほど、領域と資質、能力の御説明がありましたけれども、これらが、いわゆる普通の、これは記述でやると書いてありますが、例えばもう少し、これは人間性に関わるような部分の評価になるので、もう少し記述……、記述をやるのはとてもいいと思うのですが、何か年間を通して、毎学期、毎学期、通知表なりに書くというよりは、もう少し簡略化してもいいのかなとか、そんなようなことをちょっとちらっと思っているので、これから多分検討の中で、評価についてはいろいろ出てくると思うので、これはちょっと注目してお話を伺いたいなというふうに思っています。

以上です。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 80ページの資料に基づいての御質問を3点頂きました。

まず、1つ目の「価値の教え込み」「画一的な対処方法トレーニング」につきましては、今現在の区立学校教育要領、こちらを策定するときに委員会を立ち上げて、そこでの御意見の中でこれまでの課題という中で示されたものを出しております。

現在、市民科について行っている調査としては、児童・生徒・保護者アンケートの中で、一部、市民科という学習はよい学習だと思いますかというようなところにとどまっている現状があるので、さらにそこを詳しく、今後、調査分析はしてまいりたいと思っております。

続いて、時数についてですけれども、吉村委員の御指摘のとおり、1年生、2年生につきましては、合計したものより多く出ております。こちらの時数については、区立学校教育要領というものを我々策定しておりますので、この中で各学年の時数を定めて、実施しております。ですので、1年生、2年生については、15時間多くなっているところがございます。

ちなみに、国のほうで1年生34と書かれているところは、通常35週で計算するのですが、1年生については、最初の段階、いろいろと準備がある中で、国は34で計算しているところを区立学校教育要領では、1年生につきましても35でやっているのです、1年生、2年生とも15時間多いというような形となっております。

最後、評価につきましては、まず、評価の仕方等につきましては、今後検討委員会で検討していく中で、それも一緒にやはり検討していかなければならない、大きな枠組みの中で考えていくものと捉えております。

また、各学校が通知表で示すということについては、他教科であったり、ほかの評価と同様にその示し方については、各学校のほうでも検討していけるものというふうに考えております。

以上です。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 ほかにはございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

2点要望がありまして、電子80ページです。市民科の実施について、多分80ページですかね。

上段のところに、右側、「改訂にあたっての視点」と書いてあると思うのですが、ここに少子高齢化とグローバル化と書かれていると思うのですが、少子高齢化はもちろんこの数年で、前から分かっていたと言えば分かっていたと思うのですが、グローバル化はもう言われて30年、25年、20年なので、ここにやはりテクノロジーのもう急激な変化というか進化、これは絶対に入れておくべきだなと思います。小学校1年生だけならまだしも、9年間の話なので、去年にはChatGPTをほとんど使った人いないぐらいですから、絶対に入れたほうがいいのか、入れてほしいです。それが1点目。

もう1点が、それに関わる情報とかテクノロジーみたいな話で、真ん中の「新しい独自教材（教科書、手引き）の特徴」とあると思うのですが、これからの部分があると思いますし、もちろん、次回以降でもあると思うのですが、当たり前ですが、テクノロジーはプログラミングだけではない、情報と言ってしまうと広過ぎて情報ってなかなか我々の中でも、これは授業として使わないといけない部分は分かるのですが、AIという言葉を使ったり、技術とかテクノロジー、テックという言葉で大人は民間だったら使うのですが、なので、情報という言葉は使わないでくださいとは言えないまでも、もうAIとかという言葉に特化してやってもいいぐらいだと思います。つまり、プログラミング教育をやっているからいいですよということだけじゃない、その強調を結構やはりテクノロジーはよりこの9年間の中ですべき、5年生以降でも、3年生以降でもするべきだろうなと思います。それが2点目。情報関係というかテクノロジー関係。

もう1点がすみません。左側の「将来設計領域」。社会に関わるとかというところがあると思うのですが、左側のピンクというか紫で書かれている、これは経済、金融の仕組みの認識を持つ、で生き方、職業について目標を持ち、人生設計を行うって、非常に素晴らしいことで、スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク関連の話を今からするのですけれども、言葉として、これが決まりではないものの、キャリアという言葉、やはり私は若い、もう幼いときから言ったほうがいいのかと思っていて、生き方がそれにも関わりますし、キャリアって何となく働くだけとかと思われるかもしれませんが、キャリアはまさに車の車輪、わだちなので、何かそのキャリアという言葉子どもたちに、早いときから教えるべきなので、その言葉を私はこの文言の中に入れていただきたいなと思いました。すみません。全部要望です。

以上です。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 80ページの資料につきまして、御意見ありがとうございます。

まず、この「市民科の実施について」は、平成30年3月の改訂時の改訂のときの表現なので、今後のところでは、濱松委員のおっしゃったとおり、GIGAスクール構想が始まって本当にそこは革新的にテクノロジーの部分が関わってまいりますので、これからの検討委員会の中で、そうした内容というのは入ってくると思いますので、今回の御意見も参考にさせていただければと思っております。

あわせて、キャリア教育の関連につきましても、現在、領域で示しておりますが、ここがそもそもどうなるのかという話もあるかもしれませんが、現在、スチューデント・シティ、ファイナンス・パーク等々も実施しておりますので、よさを生かしながら、御意

見のほうを参考にして、検討委員会の中でも考えていければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

1つ質問なのですが、最後の60ページの資料なのですが、下のほうにスチューデント・シティ、ファイナンス・パークとあるのですが、これは、スチューデント・シティとファイナンス・パークも今後ちょっと見直していく要素があるのか、それとも、そのまま続けていくのかを伺いたいと思います。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 大きく市民科について検討委員会の中で話し合っていく形になるので、現状どうなるのかということはこの時点ではなかなか申し上げにくいのですが、現在のスチューデント・シティ、ファイナンス・パークの例えばファイナンス・パークにつきましては、品川学園現地でやっていたものが、こうした端末の普及によって、学校で1人1台端末を使ってできるように改善されています。また、スチューデント・シティも、当初、お店も様々あった中で、例えば、今回5月10日から始まったのですが、新しく区で協定を結んでローソンさんが出店してくれています。そうした形を変えながら今実施、継続しておりますので、どうなるかというところは、すみません、ちょっと申し上げにくいのですが、やはり子どもたち自身の姿を見ていると、そこでの学びはあるなという感じはありますので、よりよい形でこうした体験も検討していければと思っております。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 スチューデント・シティもファイナンス・パークもすごくいい取組だと思うので、できればスチューデント・シティも1回だけではなくて、何回か回数が増えたりとか、ファイナンス・パークも基本的に生活設計ですが、そこに何か投資の要素を入れてみるとか、新しいことも取り組みながら内容もバージョンアップをどんどんしていっていただけるといいなと思います。

以上です。

【教育長】 ありがとうございます。

ほかにございますか。

濱松委員。

【濱松委員】 今って、このテーマについてのほかという意味ですね。

【教育長】 そうです。市民科についてです。

【濱松委員】 大丈夫です。

【教育長】 それでは、これからの市民科について、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

それでは、続きまして、非公開の会議を開きます。

— 了 —